

(別添 31)

地域生活定着促進事業実施要領

1 目的

本事業は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）」が、保護観察所、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、留置施設、検察庁及び弁護士会（以下「刑事司法関係機関」という。）、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、地域共生社会の実現を図るとともに、再犯防止対策に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の都道府県が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

ア 設置か所数

センターは、刑事司法関係機関の設置状況を考慮し、原則として都道府県に各 1 か所とする。

イ 名称

センターの名称は、「地域生活定着支援センター」とする。

なお、やむを得ず他の名称を使う場合については、その名称の中に「地域生活定着支援センター」の文字を含むこととする。

(2) センターの事業内容

センターは、刑事司法関係機関、福祉関係機関等と連携・協働し、以下の業務を行う。なお、事業を行う上では、「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（平成 21 年 5 月 27 日社援総発第 0527001 号厚生労働省社会・援護局総務課長通知）に十分留意されたい。

ア 矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）

退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務

イ 矯正施設退所者を受け入れた施設等への助言等を行うフォローアップ業務

ウ 被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助

等を行う被疑者等支援業務

エ 犯罪をした者、非行少年（非行のある少年をいう。）等への福祉サービス等についての相談支援業務

オ 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等に係る業務

センターは、上記の業務を円滑かつ効果的に実施するため、次に掲げる業務を行う。

（ア）刑事司法関係機関、地方公共団体、地域の福祉関係機関、既存の各種協議会等との恒常的な連携体制を確保し、官民協働の支援ネットワークを構築する。

（イ）福祉関係機関等の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を得るための研修や普及啓発活動を行う。

（３）実施体制

ア 職員の配置

センターの職員には、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を１名以上配置する。

イ センターの開所日

原則、週５日以上、１日８時間、週４０時間の開所を目安とする。

４ 対象者

次に掲げる者で高齢であり、又は障害を有するために、福祉的な支援を必要とする者を対象とする。

（１）矯正施設退所予定者

（２）矯正施設退所者

（３）身体を拘束されている被疑者又は被告人

（４）更生緊急保護の対象となる者のうち、次に掲げる者

ア 検察官が直ちに訴追を必要としないと認めた者

イ 罰金又は科料の言渡しを受けた者

ウ 刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者

（５）その他、センターが必要と認める者

５ 実施上の留意事項

本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

（１）対象者の個人情報保護の徹底

本事業の実施に携わる職員は、対象者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らさないなど、個人情報保護法制等に沿った対応を徹底して行うこと。特に対象者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供があり得る旨を説明した上で、対象者の了承を得ておくものとする。

また、対象者の同意が得られない場合等は、対象者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。

（２）職員の資質の向上

センター職員は、国において実施する研修を積極的に受講するなどして、個人情報保護の徹底や本業務の実施に当たって必要な知識及び技能を身に付け、資質の向上を図るよう努めること。